

警察押収の不正改造バイクに対する検査を実施

～警察から依頼を受けた不正改造車に対し岡山運輸支局から整備命令書を交付～

自動車技術総合機構中国検査部岡山事務所は、中国運輸局岡山運輸支局、軽自動車検査協会岡山事務所と連携し、津山警察署及び総社警察署から依頼を受け、両署が押収したバイクの車両検査を実施しました。

その結果、騒音基準を満たさないマフラーの装着など、不正改造が認められた2台に対し道路運送車両法に基づき岡山運輸支局から整備命令書を交付しました。

なお、今回整備命令を受けた自動車の使用者は基準に適合するような整備を行ったのち、運輸支局または自動車検査登録事務所で車両の確認を受ける必要があります。

◎実施日 [合同で実施した警察署]

- ・ 令和8年6月22日（月） [津山警察署]
- ・ 令和8年6月24日（水） [総社警察署]

◎実施場所

- ・ 岡山運輸支局（自動車技術総合機構岡山事務所検査場）

◎実施結果

- ・ 検査実施車両台数 2台
- ・ 整備命令書交付台数 2台
- ・ 主な不正改造内容 騒音基準不適合マフラーの装着、基準に不適合な灯火器の取付け、後写鏡（バックミラー）の取り外し 等



お問い合わせ先

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル 4階

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

電話 03-5363-3441(代表)

FAX 03-5363-3347